

## 【指定地域密着型通所介護事業所】 自主点検表

点検年月日	平成 年 月 日
事業所番号	
事業所名	
所在地	
定員	
記入者氏名・職名	

### 【記入について】

- 指定地域密着型介護サービス事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。
- 「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

### 【その他】

- この自主点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。
- 「根拠」欄に掲げてある「厚生労働省令」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）」をいいます。

# 自主点検表

## 基本方針

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	市条例第60条の2		

## ①人員基準等の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<b>1. 従業者の員数</b> 事業者が指定地域密着型通所介護事業所毎に置くべき従業者の員数は、次のとおりになっているか。	市条例第60条の3		
(1) 生活相談員 ◇提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数 ※サービス提供の開始時刻から終了時刻までの時間数以上の勤務時間数が確保されているか。	市条例第60条の3第1項第1号		
(2) 看護職員（看護師または准看護師） ◇単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数 ※従事時間＋密接かつ適切な連携時間でサービス提供時間帯を担保できる配置・連携体制があるか。	市条例第60条の3第1項第2号		
☆看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。  また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。			

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連携体制等を確保することである。</p>			
<p>(3) 介護職員</p> <p>◇単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる介護職員が以下に記載する以上、確保されているか。</p> <p>「利用者数16人以上の場合」</p> $((\text{利用者数 (又は定員)} - 15) \div 5) + 1 = A$ $A \times \text{平均提供時間数 (又はサービス提供時間数)} = B$ <p style="text-align: right;">(Bを分単位を切上)</p> <p>「利用者数11～15人の場合」</p> <p>平均提供時間数(又はサービス提供時間数)以上の勤務時間数が確保されているか。</p> <p>◇常時1以上の配置があるか。</p>	<p>市条例第60条の3第1項第3号</p>		
<p>(4) 機能訓練指導員</p> <p>◇機能訓練指導員 1以上</p> <p>※機能訓練指導員になれるのは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者のみ。</p>	<p>市条例第60条の3第1項第4号</p>		
<p>◇機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p>	<p>市条例第60条の3第6項</p>		
<p>☆「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。</p> <p>ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>※介護職員・生活相談員も一定の機能訓練を行なえるが、機能訓練指導員になれるわけではないことに留意すること。</p>			
<p>2. その他</p> <p>◇生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤であるか。</p>	<p>市条例第60条の3第7項</p>		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>※利用定員が10人以下である場合にあっては、</p> <p>◇看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が、以下に記載する勤務延時間数以上確保されているか。</p>	市条例第60条の3第2項		
<p>また、常時1以上の看護職員又は介護職員が確保されているか。</p> <p>さらに、生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。</p> <p>「必要勤務延時間数」</p> <p>平均提供時間数（又はサービス提供時間数）以上</p>	市条例第60条の3第3項		
<p><b>3. 管理者</b></p> <p>◇指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p>	市条例第60条の4		

## ②設備・備品等基準等の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p><b>1. 設備および備品等</b></p> <p>◇事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p>	市条例第60条の5		
<p>◇上記に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものであるか。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	市条例第60条の5第3項		
<p>◇指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市町へ届け出ているか。</p>	市条例第60条の5第4項		
<p><b>2. 食堂・機能訓練室</b></p> <p>◇食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であるか。</p> <p>食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p>	市条例第60条の5第2項第1号		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<b>3. 相談室</b> ◇ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されているか。	市条例第60条の5第2項第2号		
<b>4. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</b> ☆ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しているか。	市条例第60条の5		

### ③運営基準の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<b>1. 内容および手続の説明および同意</b> ◇ 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、指定地域密着型通所介護従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。  ☆ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧な説明を行い、同意については書面で確認しているか。	—		
<b>2. 提供拒否の禁止</b> ◇ 正当な理由なく、指定地域密着型通所介護サービスの提供を拒んでいないか。	—		
<b>3. サービス提供困難時の対応</b> ◇ 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	—		
<b>4. 受給資格等の確認</b> ◇ 指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間、負担割合証を確かめているか。	—		
◇ 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するように努めているか。	—		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p><b>5. 要介護認定の申請に係る援助</b></p> <p>◇サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	—		
<p>◇居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	—		
<p><b>6. 心身の状況等の把握</b></p> <p>◇サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	市条例第60条の6		
<p><b>7. 居宅介護支援事業者等との連携</b></p> <p>◇サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	—		
<p>◇サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	—		
<p><b>8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</b></p> <p>◇指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助等を行っているか。</p>	—		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<b>9. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</b> ◇居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	—		
<b>10. 居宅サービス計画等の変更の援助</b> ◇利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	—		
<b>11. サービスの提供の記録</b> ◇指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	—		
◇指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	—		
<b>12. 利用料等の受領</b> ◇利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から、当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	市条例第60条の7		
◇法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	市条例第60条の7第2項		
◇次に掲げる費用以外の支払を利用者から受けてないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</li> <li>二 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</li> <li>三 食事の提供に要する費用</li> <li>四 おむつ代</li> </ul>	市条例第60条の7第3項		

基準の概要	根拠	敵否	備考 (確認資料等)
<p>五 上記に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p>	市条例第 60 条の 7 第 3 項		
<p>☆ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。</p>			
<p>◇上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	市条例第 60 条の 7 第 5 項		
<p><b>1 3. 保険給付の請求のための証明書の交付</b></p> <p>◇法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	—		
<p><b>1 4. 指定地域密着型通所介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針</b></p> <p><b>1 4-1. 基本的取扱方針</b></p> <p>◇利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。</p>	市条例第 60 条の 8		
<p>◇自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	市条例第 60 条の 8 第 2 項		
<p><b>1 4-2. 具体的取扱方針</b></p> <p>◇地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</p>	市条例第 60 条の 9 第 1 項第 3 号		
<p>◇指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	市条例第 60 条の 9 第 1 項第 4 号		
<p>◇指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p>	市条例第 60 条の 9 第 1 項第 5 号		



基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>◇指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。</p>	市条例第60条の9第1項第6号		
<p>☆指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、事業所の屋外でサービスを提供する場合は、次に掲げる条件を満たしているか。</p> <p>一 あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。</p> <p>二 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p>			
<p><b>15. 地域密着型通所介護計画の作成</b></p> <p>◇ 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。</p>	市条例第60条の10		
<p>◇ 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p>	市条例第60条の10第2項		
<p>◇ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	市条例第60条の10第3項		
<p>◇ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。</p>	市条例第60条の10第4項		
<p>◇ 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。</p>	市条例第60条の10第5項		
<p><b>16. 利用者に関する市町村への通知</b></p> <p>◇指定地域密着型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>一 正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	—		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<b>17. 緊急時等の対応</b> ◇地域密着型通所介護従業者は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	—		
<b>18. 管理者の責務</b> ◇管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	市条例第60条の11		
◇管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の従業者に地域密着型通所介護に関する運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	市条例第60条の11第2項		
<b>19. 運営規程</b> ◇指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定地域密着型通所介護の利用定員 ⑤指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策(他の社会福祉施設との連携) ⑩人権擁護、虐待防止の体制整備 ⑪記録の保存について ⑫その他運営に関する重要事項 (苦情処理、事故発生時の対応、秘密保持、運営推進会議の実施 等)	市条例第60条の12		
<b>20. 勤務体制の確保等</b> ◇利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	市条例第60条の13		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>☆ 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p>	市条例第60条の1		
<p>☆ 原則として、当該指定地域密着型通所介護事業所の従事者たる地域密着型通所介護従事者によって指定地域密着型通所介護を提供しているか。(調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。)</p>	市条例第60条の13第2項		
<p><b>2 1. 定員の遵守</b></p> <p>◇利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	市条例第60条の14第1項		
<p><b>2 2. 非常災害対策</b></p> <p>◇非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	市条例第60条の15		
<p>☆ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・非難等に協力してもらえような体制づくりを行っているか。</p>			
<p>☆ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせているか。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p>			
<p>◇非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。</p>			

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<b>23. 衛生管理等</b> ◇利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	市条例第60条の16		
◇当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	市条例第60条の16第2項		
☆ 指定地域密着型通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。			
☆ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策については、その発生及び蔓延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じているか。			
☆ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。			
<b>24. 掲示</b> ◇指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	—		
<b>25. 秘密保持等</b> ◇指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	—		
◇当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	—		
◇サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	—		
<b>26. 広告</b> ◇指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないか。	—		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p><b>27. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</b></p> <p>◇居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	—		
<p><b>28. 苦情処理体制</b></p> <p>◇提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために構ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等必要な措置を講じているか。</p>	—		
<p>◇苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	—		
<p>☆ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>			
<p>◇提供した指定地域密着型通所介護に関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	—		
<p>◇市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	—		
<p>◇提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	—		
<p>◇国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	—		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<b>29. 事故発生時の対応</b> ◇利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	市条例第60条の18		
◇指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	市条例第60条の18第3項		
☆ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	市条例第60条の18第4項		
<b>30. 会計の区分</b> ◇指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	—		
<b>31. 記録の整備</b> ◇従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	市条例第60条の19		
◇次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ①地域密着型通所介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	市条例第60条の19第2項		
<b>32. 人権への配慮等</b> ・利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めているか。			
・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しているか。			